

大規模災害時の放送支援に関する協定書

吉野川市(以下「甲」という。)と株式会社ケーブルネットおえ(以下「乙」という。)は、吉野川市において大規模災害等が発生した場合に、相互に協力し災害に関する放送を行うため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害等により吉野川市に甚大な被害が発生し、吉野川市民等(以下「市民」という。)が避難する避難所(以下「避難所」という。)に対して、災害時に必要な情報を伝達できるよう甲乙が協力して情報放送支援(以下「放送支援」という。)を行うことを目的とする。

(条件)

第2条 乙は、以下の条件を満たした場合に放送支援を実施する。

- (1) 甲が全市民に対して「警戒レベル5」を発令した場合
- (2) 甲から乙へ放送支援要請を行う場合
- (3) 乙の支援体制が整った場合
- (4) 乙と避難所管理者の間でテレビサービスの契約を締結している場合

(情報放送支援内容)

第3条 甲及び乙は、次に掲げる事項について避難所に対して放送支援を行う。

- (1) 甲は乙に対して各避難所の放送支援優先順位を事前に明示する。
- (2) 乙は甲が指定した避難所に対して、乙局舎から避難所までの伝送ルートの敷設及び光電変換装置(V-ONU)(以下「乙の設備」という。)を事前に無償で設置する。
- (3) 甲は避難所にて市民が情報支援を受けられるよう視聴環境を整える。
- (4) 乙の設備は乙の責任の下、無償で保守管理を行う。
- (5) 甲は乙の設備を乙の承諾をもって無償で常時利用できるものとする。
- (6) 乙は事前に緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。
- (7) 甲及び乙は大規模災害時での窓口及び連携方法を事前に明確にする。
- (8) 甲は大規模災害時に放送支援に必要な情報を乙に提供する。
- (9) その他、運用に関する詳細については「吉野川市での大規模災害等発生時の情報放送支援運用マニュアル」に定める。

(対価)

第4条 甲及び乙は、放送支援事業に関して互いに対価を求めない。

(相互保守)

第5条 乙の設備が正常に作動しない場合は、避難所から甲へ、甲から乙の担当者へ速やかに報告する。

(無答責)

第6条 乙の放送支援は大規模災害時での「地域貢献」の一環であり、乙の被災状況によっては、甲の要請を受けられない場合がある。その場合乙は責を負うものではない。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末(3月31日)までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項または本協定書に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年12月11日

甲 吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市

吉野川市長

原井 敬

乙 吉野川市川島町三ツ島字北新田533番地1
株式会社ケーブルネットおえ

代表取締役

小内 成仁